

令和4年12月吉日

学校体育施設利用団体 各位

大袋地区スポ・レク推進委員会
委員長 高橋 右二

学校校庭利用時のルールについて（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、小学校校庭の利用につきましては、以下のとおりといたしますので、ルールを厳守の上、ご利用ください。

※問題点

- (1) 野球・ソフトボールの打球が民家へ飛んでくることについて
- (2) 校庭利用時の騒音（音や声）について

(1) について

1. 打撃位置や向きを工夫し、打球（ファウルを含む）がフェンスを越えることの無いように注意してください。
2. ファウルがフェンスを越えないように、打撃位置はフェンスから十分な距離を取ってください。
3. 万が一、民家へ飛んだ場合は、丁寧な謝罪・応対をしてください。

(2) について

1. 利用時間外（8時30分前）の利用（準備含む）は行わないでください。
2. 必要外の声は出さないようにしてください。
3. 掛声、号令、指導など声出しを要する活動は、校舎側で行ってください。

(千間台小学校校庭について)

1. バックネットを張って打撃を行う場合は、図のとおり、正門校舎側の鉄棒から南側に5.7m、西側倉庫から25m離れた位置の外側で行うこととする。
2. 試合形式で行う場合は、1面のみで行うこと。

(その他)

1. 学校周辺での喫煙は絶対に行わないでください。
2. 校庭のラインやスパイクなどの跡は、インフィールド外も含めてすべて消してください。
3. 利用許可を得ていない日時に学校敷地内への立ち入りは禁止です。

上記以外でも、利用する際は、近隣の方への配慮を心掛け、決して迷惑をかけることの無いようにしましょう。

※ルールに反した行為があった場合は、ペナルティーを科します。

大袋地区スポーツ・レクリエーション推進委員会
(事務局：大袋公民館 975-3952)
担当：南澤

